

第2回堺市新型コロナウイルス対策本部会議

1. 前回本部会議以降の状況について

(1) 発生状況 (2/19 厚生労働省発表資料)

	患者	うち死亡者	備考
日本 ^{※1}	73	1	大阪府の発症者は1名
中国	74,185	2,004	
その他 ^{※2}	1,004	4	
合計	75,262	2,009	

※1 うち14例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客、検疫官のうち621名が陽性と確認された件数を含む。

(2) 堺市衛生研究所での検査体制確立

- ・ 2月2日以降、実施可能。1日最大20検体の検査が可能。
- ・ 2月19日までの検査実施数 14件(全て陰性)

(3) 備蓄マスクの活用

- ・ 医療機関、連雲港市への支援に活用（別紙 令和2年2月17日付 堺市報道提供資料 参照）【資料1】
- ・ 2/14に政府が緊急対策を発表。3月以降、月6億枚に増産される見込み。マスク不足は徐々に解消されてくることが期待される。

2. 「帰国者・接触者相談センター（以下、相談センター）」の運営・体制について

(1) 国の考え

- ・ 令和2年2月15日付け 厚生労働省から各都道府県衛生主管部への事務連絡（別紙参照）【資料2】
- ・ 「症状の出現や急変があった場合に、住民の方がいつでも即座に相談できるよう、相談センターを24時間対応可能とすること。その際、夜間・土日は都道府県で一括して窓口を設置するといった方法も考えられるため、市区町村の状況に応じて適切に対応すること」
- ・ （参考）大阪府相談窓口 9時～18時（土・日・祝日も対応）

(2) 本市相談センターの運営状況及び体制

- ・ 受付時間 平日 9時～17時 30分

※ ただし、受付時間外の場合でも、相談センターの電話番号にかければ、「時間外問合せ窓口の電話番号」を案内し、緊急の場合は時間外受付から感染症対策課の緊急連絡網へ取り次ぐ。また、市ホームページでは、「時間外問合せ窓口の電話番号」という相談センターの電話番号とは違う番号を別途掲出しており、「時間外の緊急連絡については担当職員に取り次ぎます」というコメントも合わせて掲出している。このように、**実質 24 時間対応を行っている。**

- ・ 相談対象者 37.5℃以上の発熱、呼吸器症状、湖北省及び浙江省に渡航・居住等の条件が国から示されているが、条件に該当しない場合も柔軟に対応している。
- ・ 相談件数 延べ相談件数(2/4～2/19) 293 件
平日 10 件～20 件ぐらい
(2/17 以降急増 約 50 件/日)
直近土日(2/15～2/16) 11 件

(集計表)

項 目		(直近 3 日間) 2/17～2/19	累 計 2/4～2/19
相 談 者 数		174 件	293 件
相 談 内 容	① 健康相談に関する事	79 件	111 件
	② 医療体制等に関する事	36 件	54 件
	③ 予防、検査等に関する事	40 件	66 件
	④ その他	19 件	62 件

(3) 帰国者・接触者外来の現状・・・別紙 令和 2 年 2 月 1 日付け 厚労省事務連絡を参照

【資料 3】

- ・ 国通知・・・二次医療圏ごとに 1 か所以上設置すること
- ・ 帰国者・接触者外来を持つ医療機関名やその場所については、一般への公表は原則行わない(国通知)。類推される情報も公表しない。

(公表しない理由)

疑いのある者が相談センターを通じて受診手順を理解した状態で受診することで十分な感染防止を行うため。

新型インフルの時、医療機関に患者が殺到したことも勘案したと思われる。

3. 国の「相談・受診目安」への対応・・・別紙 令和2年2月17日付け 厚労省事務連絡
【資料4】

- ・ 厚生労働省が「相談・受診目安」を2/17に公表
- ・ 相談センターに相談すべきケース・・・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いた場合、強いだるさや息苦しさがある場合
- ・ 特に、重症化しやすいため、上記症状が2日程度続いたら相談すべき人・・・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの持病のある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている人、妊婦
- ・ 受診目安に合致する人は、相談センターに相談の上、症状などから判断して、必要に応じて、帰国者・接触者外来に誘導する。

4. イベント等の中止・延期に関する本市の方針・・・別紙参照【資料5】

- ・ イベント中止の事例(東京マラソン、天皇誕生日の一般参賀 etc)
- ・ 大阪府が2/18に対策本部会議を開催。府主催で不特定多数の府民が参加するイベントや集会を原則中止の方針。府内43市町村にも協力要請

5. その他

(1) 時差出勤の導入

- ・ 本市も時差出勤を導入する・・・別紙参照【資料6】
10時から18時30分のパターンで実施する。
2/23から3/28の間で導入し当面1か月間実施。

(参考) 2/18の大阪府対策本部において、府職員を対象に時差出勤を拡充する方針が示された。9時と9時30分の2パターンに、新たに10時出勤を追加する。
実施期間：2/20から3/31まで

(2) 新型コロナウイルス感染症に係るフロー・・・別紙参照【資料7】